

●保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類について

※父母それぞれの書類が必要です。

保育を必要とする事由		申請時に必要な書類
1	外勤 (在宅勤務を含む)	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ※ 勤務先に記入を依頼する際は、記入例を必ずお渡しください。 ※ 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いもの ※ 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。 ※ 「月12日、48時間以上」の就労が最低条件となります。
2	自営業 (本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方を含む)	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ②「スケジュール表」(所定様式)
3	就職内定	①「就労(予定)証明書」(所定様式) ↓※ 就労を開始したら、②③をご提出ください。 ②「就労開始証明書」(所定様式) ③給与明細書の写し(就労先より発行後、毎月提出) ※必要月数は別途ご案内します。
4	求職中	① 求職活動誓約書(所定様式) ② ハローワーク受付票の写し(ハローワークで発行) ※ 補助対象となる期間は3か月です。
5	出産予定	① 母子手帳の写し(表紙及び出産(分娩)予定日の記載があるページ) ※ 出産予定月とその前後2か月の計5か月が補助対象となる期間です。
6	病気治療中	① 診断書(最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの)もしくは、特定医療費(指定難病)受給者証の写し
7	障がい	① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
8	介護、看護	①「介護・看護状況申告書」(所定様式) ② 被介護者・被看護者の診断書(最近3か月以内発行のもの)、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの ③「スケジュール表」(所定様式)
9	就学中	① 在学証明書(原本) ②「スケジュール表」(所定様式)
10	父母どちらかが不在	① 戸籍の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明(児童育成手当)等 ※ 離婚調停中の場合: 調停中であることを証明する裁判所の書類等(父母の住民票が同一でない場合のみ) ※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。

☆ 所定様式については、三鷹市子ども育成課(市役所本庁舎4階44番窓口)で配布しているほか、「みたかきっずナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>)」からダウンロードできます。

【保育の必要性の要件が変わった場合】

世帯の状況や、就労状況など保育の要件に変更が生じた場合は、速やかに「家庭状況(変更)確認書」(所定様式)を、その事由を証明する書類とともにご提出ください。